

障がいのある学生の受入れ方針

- ・ 受験予定者より障がいの事由で入学後の就学に関する事前相談があった場合は、学部、学科、大学院研究科、専攻および関係部署が連携のうえ、「障害学生支援に関するガイドライン」に基づいた合理的配慮を行うことを説明し、その理解を得る。
- ・ 障がいの事由で受験者が入学試験時の特別な配慮を希望した場合は、その事由に基づき、公平性、公正性が担保されることを条件に、適正な配慮措置を行う。また、必要に応じて入学後においても配慮の継続がなされるよう、関係部署が配慮情報の共有および支援の連携を図る。
- ・ 入学試験の合否判定には、障がいを理由とした影響を及ぼさないものとする。